

社会福祉 しずおか

2019

12

No.829

特集 働き方改革と福祉施設の人事労務

福祉のまちづくり絵画コンクール優秀作品を紹介します(平成30年度)

テーマ やさしさでつながる福祉(しあわせ)のまち



★ 静岡県共同募金会長賞

ほりもと
静岡市立南藁科小学校(3年) 堀本 ひより さん

「みんなてそでてよう思いやりの木」

みんなの思いやりの気持ちがハートの花びらの形になって生まれ、思いやりの木をみんなの花びらでいっぱいにしていく。

※学校名、学年は平成30年度のものです。

編集発行



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号 電話.054-254-5248 FAX.054-251-7508 <http://www.shizuoka-wel.jp>
E-mail spcsw@shizuoka-wel.jp

※本機関紙は皆さまの会費を充当し発行しております。

働き方改革と福祉施設の人事労務

日本は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」や「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面しています。しかし、多くの福祉施設においては、政府が推進する「働き方改革」に対し、具体的に何をどう行動に移せばよいか頭を悩ませているのではないのでしょうか？

本特集では、働き方改革と福祉施設の人事労務について、掛川市の赤堀社会保険労務士事務所赤堀久士氏に解説していただきます。

働き方改革の考え方と働き方改革関連法

働き方改革は、「働く方々が、個々の実情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で選択できるようにするための改革」とされており、次の2つのポイントが上げられています。

ポイント1

労働時間法制の見直し（長時間労働の是正）

ポイント2

雇用形態に関わらない公平な待遇の確保（同一労働同一賃金）
これらを実施するために「働き方改革関連法」が定められ、2019年4月1日よりその一部が施行されています。「働き方改革関連法」の主な項目と施行日は次のとおりです。

項目	施工日	
	大企業	中小企業
① 時間外労働の上限規制	2019.4.1	2020.4.1
② 年次有給休暇の年5日取得義務	2019.4.1	2019.4.1
③ 高度プロフェッショナル制度の創設	2019.4.1	2019.4.1
④ フレックスタイム制の見直し	2019.4.1	2019.4.1
⑤ 長時間労働者の医師面接指導の見直し	2019.4.1	2019.4.1
⑥ 労働時間の状況の把握の実効性確保	2019.4.1	2019.4.1
⑦ 月60時間超の時間外労働の割増率引上げ	実施済	2023.4.1
⑧ 限度基準適用除外見直し	2024.4.1	2024.4.1
⑨ 勤務間インターバル	2019.4.1	2019.4.1
⑩ 同一労働同一賃金	2020.4.1	2021.4.1

※福祉分野はサービス業に分類されるが、社会福祉法人のように資本金等の概念がない場合、法人全体の労働者数で判断される。常時使用する労働者数100人以下の場合が中小企業区分となる。

では、「働き方改革関連法」のなかで特に福祉施設に影響が大きいと思われるものを解説していきます。

長時間労働の是正 年次有給休暇の年5日取得義務

2019年4月1日から年5日の年次有給休暇を取得させることが使用者の義務になりました。

具体的には、年次有給休暇の日数が年10日以上付与される労働者に対し、年次有給休暇のうち5日については、付与日から1年以内に、以下のいずれかの方法により取得させなければならぬとされています。

- 1 労働者本人の時季指定による取得
- 2 労使協定締結による計画的付与による取得
- 3 労働者本人の希望を聞いた上で、使用者による時季指定による取得（※3は今回の法改正で追加）

長時間労働の是正 時間外労働の上限規制

労働基準法では「1週間について40時間を超えて、労働させては

ならない。」「1日について8時間を超えて、労働させてはならない。」と定めているため、時間外労働はしないことが原則です。ただし、労使協定（36協定）を締結して、労働基準監督署に届け出れば、1か月で45時間、1年間で360時間を上限として時間外労働をさせることが可能となります。

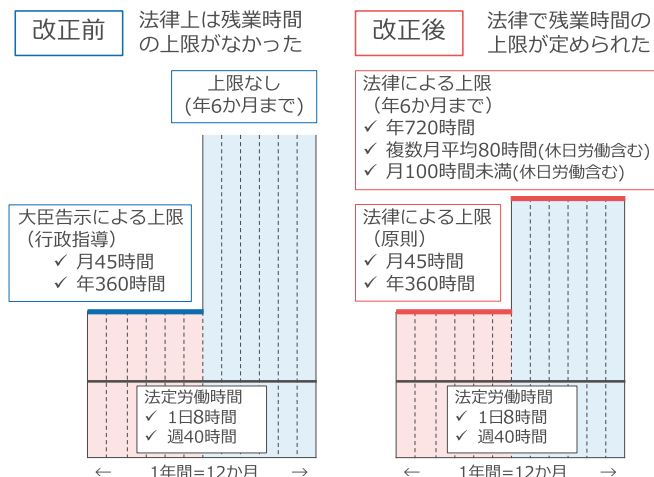
これまでは「特別の事情」がある場合、36協定の特別条項を締結すれば、1年のうち6か月はさらに上限時間を延長することができ、時間外労働の上限は法律では定められていませんでした。（行政指導）

しかし、今回の法改正で、時間外労働の上限は、原則として、月45時間・年360時間となり、「臨時的な特別の事情」がなければ、これを超えることはできないと法律に明記されました。

また、36協定の特別条項を締結する場合でも、従前の「年6回・6か月まで」に加えて、年720時間、休日労働を含め「複数月平均80時間以内、単月100時間未満」という上限が法律で定められました。

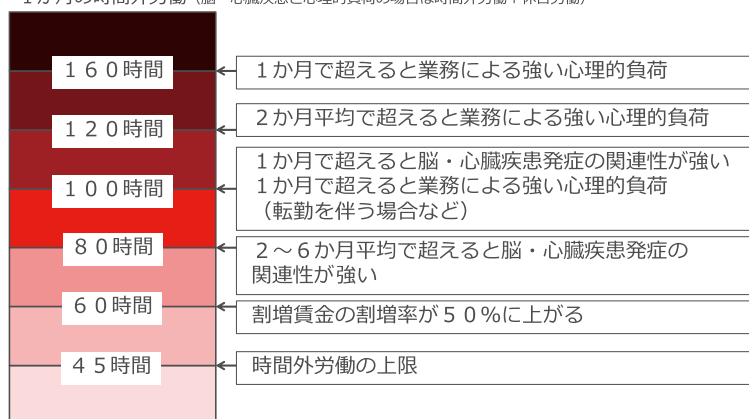
製造業などと比較して、福祉施設においては労働時間管理というのは曖昧な場合が多かったと思いますが、働き方改革の推進には、労働時間の客観的な把握が不可欠です。タイムカードなどを導入して、客観的な方法で時間管理を行い、勤務状況を見える化していくことは必然的な流れになります。管理監督者のように時間外手当の対象外だから時間管理は不要とい

労働時間の状況の把握の実効性確保



参考：長時間労働と脳・心臓疾患、精神障害の関係

1か月の時間外労働 (脳・心臓疾患と心理的負荷の場合は時間外労働+休日労働)



うことはありません。むしろ施設のマネジメントを担う中間管理職が抱える負担は過大となり、労働安全衛生法上においても、管理監督者も含めた全ての職員の時間管理が必要です。

なお、左の表は1か月間の時間外労働が心身に与える負荷を示しており、先ほど解説した時間外労働の上限規制による1か月100時間、複数月平均80時間を上限としたのは、こうしたリスクもあるからです。

昨今では、リアルタイムで職員の勤怠時間が確認できる勤怠システムもありますので、これらの導入を検討してもよいでしょう。

一方で、勤務状況を見える化すると、今まで時間外労働として認識されていなかった時間が労働時間として表面化し、時間外労働が増える可能性があります。時間外労働が増えれば、それをどうやって減らしていくか考える必要がありますが、例えば「時間外労働は月〇〇時間まで」といった規制を職員にかけたとしても、根本的な問題解決にはならないでしょう。根本的な問題解決として福祉施設にも生産性の向上が求められることになると思います。生産性の向上という言葉は福祉施設では、馴染みの薄い言葉でしょうから、まずは福祉施設における生産性向上とは何か？という議論が必要となるでしょう。

同一労働同一賃金 パートタイム・有期雇用労働法の施行

2020年4月1日に「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されます。(※中小企業は2021年4月1日施行)

これは、同一法人内における正社員と非正規社員の間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を「選択できる」ようにすることを目的としています。

見直しの内容は次の3点です。

- ① 不合理な待遇差の禁止
- ② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
- ③ 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続 (行政ADR) の整備

同じ法人で働く正社員と短時間・有期雇用労働者の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。不合理な待遇差の判断基準となる「均等・均衡待遇」が法律で整備されます。また、具体的に何が「不合理な待遇差」に当たるのかについて、指針を示した同一労働同一賃金ガイドラインも施行されます。

ただし、待遇差が不合理か否かは、最終的に司法において判断されることになります。

同一労働同一賃金 対応策

同一労働同一賃金への対応は難しいものになるかと思いますが、避けて通ることはできません。女性職員や非常勤職員が多い福祉施設の特性を考えると、むしろ積極的に取り組まないと人材確保に影響がある可能性があります。

同一労働同一賃金ガイドラインの確認は当然必要ですが、同一労働同一賃金についてはすでに最高裁の判例も出ていますから、これらの裁判例も確認しておく必要があるでしょう。また、厚生労働省が示している「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」では、以下の手順で取り組むことが示されています。

手順1

労働者の雇用形態の確認

自施設において短時間労働者や有期雇用労働者をピックアップする。

手順2

待遇の状況の確認

短時間労働者・有期雇用労働者の区分ごとに給与（賞与・諸手当を含む）や福利厚生などの待遇について、正社員との取扱いの違いがあるか確認する。

手順3

待遇に違いがある場合、違いを設けている理由を確認

待遇に違いがあった場合は、なぜ違いを設けているのか、それぞれの待遇ごとに、理由を整理する。

手順4

待遇の違いが「不合理でない」ことを説明できるようにする

待遇に違いがある場合は、その違いが「不合理でない」と説明できるように整理しておく。

以上、簡単に手順を書きました

が、実際には「不合理でない」と説明できない待遇も出てくると思います。それらをどう改善していくかは難しい問題です。正社員を含めて全体的に給与制度の見直しが必要となるかもしれません。

まとめ

働き方改革で提唱されている「多様で柔軟な働き方」を進めていくには、柔軟なシフトを導入するなどの制度等の整備も必要ですが、職員同士が「違いを認めて共存する」といった考え方を持つてもらうことが大事になるでしょう。

また、「生産性の向上」には職場のチーム力のアップは欠かせません。各職員の考え方がバラバラな状態ではいくら制度等の整備を行ったとしても、生産性は向上しないからです。

さて、皆さんの職場では職員同士がそれぞれの考え方を知る機会を設けているでしょうか？



事例① 社会福祉法人 城ヶ崎こいの里

「他の職員の『ちがひ』を理解し認めること」

同じ法人で働く職員同士でも、施設が異なるとお互いが話す機会もあまりなく、異動に対しても抵抗感を持つ職員も増えてきました。こうした課題を解決するために、3年前から年1回、法人全体で約300名いる全ての職員を50名程度に分け、同じ内容の研修を6回行い、お互いを知る時間を確保しています。



この研修では、グループごとの話し合いや、仮想体験ゲームを行いその振り返りを行うことで、お互いを知るとともに、法人職員としての共通認識を高めています。また、職員に対しては毎回、研修の振り返りシートを記入して提出してもらっており、職員の声を知るよい機会にもなっています。

事例② 社会福祉法人 八生会

(法人本部 部長 大場清弘様)

「法人の全職種全職員に5連休取得を推奨」

法人では何より職員が自分の意見を言える環境づくりを大切にしています。法人に勤務する6施設500名の職員の声を大切にするため、各種部会やプロジェクトから非常勤職員が昼に行うランチミーティングで上がった意見まで経営会議に吸い上げて検討し、様々な取組みを実現しています。

もともと5連休取得の制度は整備していましたが、周りを気にしたり、取得することに抵抗のある職員もいましたので、2018年に全職種全職員の取得促進を制度化しました。その結果、2017年に60%の取得率が2019年には79%になりました。取得を義務化することによって時

間外勤務が増えたということはありませんでした。休暇に入る前にきちんと業務整理や引き継ぎを徹底することで気兼ねなく取得できていると思います。

もちろん、長い期間職場を不在にすることに不安がある職員もいましたが、今後は働き方改革で5日間の取得が義務になることを考慮し、取得するためにどう業務を改善するか職員と二緒に考えていきました。

法人としては取得率を100%にしたいと考えています。介護の業界への就職を考えている学生からは、「5連休でも少ない」という声を聴くこともありますが、勤続年数に応じて10連休、20連休も可能となるよう制度の整備をしていきたいと考えています。



5連休を利用して家族旅行に

「静岡のお茶です」 通称：セルフ茶

SELFP
Support (支援) Employment (就労)
Living (生活) Participation (社会参加)
国文字から成る造語です

セルフ茶「静岡のお茶です」はJA静岡市茶業センター様のご協力により製造、販売を開始いたしました。安心して確かな品質の茶葉を使用した「香りすっきり、味わいしっかり」を詰め込んだ飲みやすい緑茶ドリンクです。

「静岡のお茶です」の売り上げは、障害のある方の社会参加や自立生活の支援に役立てられます。

1ケース(400g×24本入) 3,120円

会合、研修会などには是非ご利用ください。

インフルエンザ予防に「ウィルハント 60」を！

二酸化塩素の空間除菌剤 開封後 約60日間持続

Will Hunt 60

ウィルス除去 除菌 消臭

感染者を持つ方々の就労を支援する商品です

保育園・幼稚園・学校

学校・保育園・施設

家庭・トイレ

接客シーンにも

ホルダー付き 630円・詰め替え用 417円(税抜)

一般社団法人静岡県社会就労センター協議会は、障害者の就労支援や生活支援など、障害者の自立に向けた活動を支援する団体です。

お問合せ、ご注文は・・・

一般社団法人静岡県社会就労センター協議会

静岡市葵区呉服町 2-1-5 5風来館 4F

TEL054-204-5088 FAX054-204-5089 HP [静岡セルフ](#) で検索

10月24日(木)に開催された「令和元年度静岡県健康福祉大会」にて、今後における健康福祉県の実現に向けて、県民一人ひとりが決意を新たにすることを目的に大会宣言を採択しました。

この大会宣言のとおり、本県における健康増進と地域福祉の実現に向けて、県民皆で取り組んでいきましょう。



大会宣言

少少子高齢化の進行や人口の減少、世帯構成の変化等により、地域の課題が複雑化するとともに、台風や地震といった自然災害が頻発する中、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

私たちは、県民の誰もが将来に明るい希望を持ち、人生の最期まで住み慣れた地域で安心して暮らすことができる“ふじのくに”を実現していくため、次のとおり健康増進と地域福祉の向上に取り組んでいくことを誓い、ここに宣言します。

- 一 一人ひとりが健康の大切さを自覚して、健康長寿の3要素である「運動」「食生活」「社会参加」に心掛け、主体的に健康づくりに取り組みます。
- 一 地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」につながる地域づくりに取り組みます。
- 一 地域ぐるみ、社会総がかりでの子どもが健やかに学び育つ社会の形成とともに、女性や高齢者、外国人など誰もが活躍できる社会づくりに取り組みます。

令和元年10月24日

令和元年度 静岡県健康福祉大会

第212回理事会(令和元年10月29日)及び第174回評議員会(令和元年11月12日)が開催されましたので主な内容を報告します。

○ 令和元年度11月補正予算(支出総額)

(単位:百万円)

区 分	予算現額	補正額	補正後予算額
一般会計(社会福祉事業・公益事業)	2,149	78	2,227
生活福祉資金会計	347	2	349
県社協合計	2,496	80	2,576

○ 静岡県社会福祉協議会就業規程の一部改正について(理事会のみ)

本会職員の勤怠管理を適正に行うために就業規程の改正を行いました。

<報告事項>

- 静岡県社会福祉協議会 評議員選任結果について(理事会のみ)
- 令和元年度社会福祉法人指導監査の実施結果について
- 令和元年度上半期主要事業執行状況報告
- 平成30年度決算の検証について
- 令和元年度会長及び常務理事の職務執行状況について(理事会のみ)
- 令和元年度静岡県健康福祉大会について
- 令和元年台風第15号及び第19号被害への対応について

福祉のまちづくり絵画コンクールの審査結果発表！

“暮らし・安心・支え合い”福祉のまちづくり県民運動の一環として、「福祉のまちづくり絵画コンクール」を実施し、県内の小学校より702作品の応募がありました。たくさんのご応募ありがとうございました！

賞	賞 名	学校名	学年	氏名
最優秀賞	静岡県知事賞	菊川市立内田小学校	6	細野 珠己
優秀賞	静岡県教育長賞	浜松市立鴨江小学校	4	岡部 愛子
奨励賞	静岡県健康福祉部長賞	静岡市立田町小学校	3	向井 灯里
	静岡県社会福祉協議会長賞	静岡市立南部小学校	6	酒井 菜名香
	静岡県共同基金会長賞	富士宮市立大富士小学校	4	須藤 奈月
	しずおか健康長寿財団理事長賞	藤枝市立葉梨小学校	1	鷺坂 羽奏
	静岡県健康づくり食生活推進協議会長賞	裾野市立深良小学校	2	大庭 梨瑚
	静岡県銀行協会会長賞	富士市立富士南小学校	5	永田 杏樹
	静岡県経営者協会会長賞	沼津市立香貫小学校	4	沖山 蒼典
	静岡市長会長賞	富士市立田子浦小学校	2	大畑 百愛
	静岡県町村会長賞	浜松市立気賀小学校	2	鶴見 琥珀
	静岡県商工会議所連合会長賞	静岡市立千代田小学校	4	須田 結月
	静岡県商工会連合会長賞	磐田市立東部小学校	4	肥田 彩里
	静岡県中小企業団体中央会長賞	静岡市立葵小学校	3	大江 卓人
	静岡県農業協同組合中央会長賞	沼津市立大岡南小学校	5	中村 明暉子



令和2年 福祉カレンダーの御案内

入賞作品15点を使用した「福祉カレンダー」を作製しました。暦欄には祝祭日のほかに、福祉に関わる日(1月17日は「防災とボランティアの日」など)が掲載されています。御希望の方には無料で配布しておりますので、以下までお問い合わせください。なお、在庫がなくなり次第終了となりますので御了承ください。

サイズ等 縦60cm、横42cm、13枚綴り

【申込み・お問い合わせ先】

静岡県社会福祉協議会 福祉企画部地域福祉課 TEL:054-254-5224

静岡県社会福祉人材センター研修課主催の研修会のお知らせ

令和2年2月開催分をお知らせします。

★ラクラク申込み「WEBサービス」(会員対象)を御利用ください！→WEBサービスサイト <http://www.shizuoka-wel.jp/learn/information/>

研修NO.	研修名	開催日	会場	対象者	内容・講師	受講料 会員(非会員)
7	【新規】 高口光子の 失敗しない新人育成	2/3	シズウエル	介護保険施設・事業所に勤務する主に中堅クラス以上の方	人を育てる仕組みと環境づくりについて学ぶ 講師:湖山医療福祉グループ 医療法人財団 百葉の会 人材開発室部長 高口 光子 氏	4,000円 (6,000円)
102	スーパービジョン講座	2/17	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	福祉専門職を養成するためのスーパービジョンを学ぶ 講師:立命館大学 産業社会学部 教授 岡田 まり 氏	4,000円 (6,000円)

☆詳しくはホームページをご覧ください 静岡県社協 研修 検索 お問い合わせ先:研修課 電話 054-271-2174

◎最新の「研修開催の情報」を、電子メールで事業所様にお知らせします! kenshu@shizuoka-wel.jp に①事業所名 ②担当者名 ③電話番号 ④電子メールアドレスを入力の上、件名「研修開催の情報 メール受信希望」として送信してください。なお、2か月経過後でも配信がない場合は、上記研修課まで御連絡ください。

◎県社協が行う自主研修には、皆様の会費を充当しております。

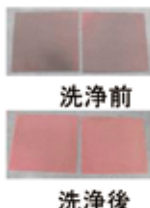
施設のメンテナンスを効率良い専門車両で応援します。

カーテン出張クリーニング



特許ランドリー車

カーペット・タイル出張丸洗い



ブラインド・ロールスクリーン出張クリーニング



株式会社三ナツ

静岡県静岡市葵区産女 1060-1

フリーダイヤル ミナツ にハロー
☎ 0120-370286

fax 054-295-9003

イベントの事ならなんでもおまかせ！
(株)アイ

運動会 お祭り 各種レンタル

- 会場設営・舞台・テント ●照明・音響
- エアースターチ・ゲート ●名入風船
- フアファ動物製作販売リース
- 各種文字カット ●アドバルーン各種

本社／焼津市大住402番地
☎054 (639) 6664



ありがとうございました
県社協への寄附金

株式会社夢染様から国会（一般寄附金）へ
30,000円のご寄附をいただきました。
（9月20日）
※県内店舗：浜松店（イオン浜松西店2階）



障害のある人とない人がお互いに尊重し
支え合う「共生社会」の実現を目指して

12月3日～9日は
「障害者週間」です

「障害者週間」は、障害のある人があらゆる分野の活動に参加することを促進するために「障害者基本法」により設けられているものです。この期間を中心に、障害や障害のある人に対する関心や理解を深めるための様々な取組が全国各地で実施されます。




社会福祉しずおか 広告募集

広告を掲載して、イメージアップ・顧客アップを図りませんか？
掲載紙名：機関紙「社会福祉しずおか」
発行部数：毎月11,300部発行
本会会員（県内福祉施設、団体、民生委員児童委員、企業等）、県内小中高等学校等
掲載回数：年1回～毎月まで
サイズ：ご希望にあった掲載をお選びいただけます。
3タイプのサイズをご用意しております。
詳細についてはお問い合わせください。

問合せ先 静岡県社会福祉協議会 福祉企画部地域福祉課
電話 054-254-5224

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償！！

平成31年度

全国200万人
加入！！

http://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険 検索

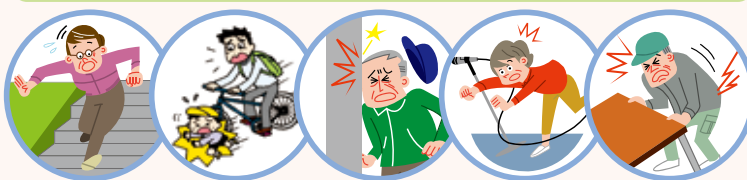
(※)天災タイプでは、天災（地震、噴火または津波）に起因する被保険者自身のケガを補償しますが（天災危険担保特約条項）、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金額		年間保険料（1名あたり）	
保険金の種類	プラン	Aプラン	Bプラン
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	1,400万円
	後遺障害保険金	1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)
	入院保険金日額	6,500円	10,000円
	手術 保険金	入院中の手術 65,000円	100,000円
	外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円
	特定感染症の補償 葬祭費用保険金 (特定感染症)	上記後遺障害、入院、通院の 各補償金額（保険金額）に同じ 300万円（限度額）	
賠償責任	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円（限度額）	

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ	Aプラン	350円	510円
	Bプラン	500円	710円
天災タイプ(※)			
(基本タイプ+地震・噴火・津波)			

団体割引20%適用済／過去の損害率による割増引適用

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行事用保険 送迎サービス補償 福祉サービス総合補償

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険) (傷害保険) (傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349) 5137
受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、12/31～1/3を除きます。）

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581) 4667 FAX: 03(3581) 4763
営業時間：平日の9:30～17:30（12/29～1/3を除きます。）
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(SJK18-13568 2019.1.16 作成)